

生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一定以上の省エネ性能を有する家電等買い換える際の費用の一部を補助することにより、物価高騰による市民の生活を支援するとともに、地域の活性化を図るため、市内の家電販売店等で省エネ家電製品等買い換える者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品等（以下「対象製品」という。）は、次の表に定める区分に該当し、かつ次の表に記載する要件を全て満たす製品とする。

製品の区分	要件
エアコン	・統一省エネラベル（*1）における多段階評価点が★3.0以上の評価であるもの（ただし、ガス暖房機器（*2）であってエネルギー消費効率が87.5%以上であるものについてはこの限りでない。） ・新品（未使用）であるもの ・メーカー製品保証があるもの ・家庭用機器であるもの ・令和7年4月1日から令和7年9月30日までに購入したもの ・本体の購入価格（設置工事費、送料等設置に要する費用は含まない。）が消費税込みで5万円以上のもの
冷蔵庫	
テレビ	
給湯用ガス温水機器（以下「ガス給湯器」という。）	

（*1）経済産業省 資源・エネルギー庁が提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示

（*2）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス暖房機器（給湯付のもの）に区分されるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、生駒市内の自ら居住する住宅において使用するために、生駒市内の店舗で買い換えにより取得する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならない。

- (1) 対象製品の購入にあたって、国及び市の他の助成制度を活用した者
- (2) 申請を行おうとする対象製品と同一の区分の製品について、同一の世帯

にある者が、令和４年度または令和５年度に生駒市省エネ家電買い換え補助金の交付を受けて購入した者

（補助金の額等）

第４条 補助金の額は、対象製品ごとに購入金額（販売店による割引額（クーポン券やポイント等を利用することにより割引を受けた額を除いた額をいう。）とし、設置に要する費用は含まない。）に０．２を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、３万円を超えない額）とする。

２ 補助金の交付は、１世帯につきエアコン、冷蔵庫、テレビ、ガス給湯器の区分ごとに１回とし、エアコンは３台、冷蔵庫は１台、テレビは２台、ガス給湯器は１台までとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて、令和７年９月３０日までに市長に提出しなければならない。

- （１）申請に係る対象製品の購入に係る領収書等の写し（購入者、購入日、購入店舗名と所在地、製品の名称、購入金額が記載されたもの）
- （２）申請に係る対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できる保証書等の写し
- （３）買い換え前の製品に係る家電リサイクル券（控え）の写しその他リサイクル手続がなされたことが確認できる書類（ただしガス給湯器の場合は、買い換え前の古いガス給湯器の写真）
- （４）申請者が補助金の入金先として指定する口座に係る金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し
- （５）申請者本人に係るマイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）、運転免許証その他の本人確認書類の写し
- （６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第６条 市長は、前条の規定によりなされた申請について先着順により受付し、当該申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２ 市長は、前項の決定をしたときは、省エネ家電等買い換え補助金交付決定通知書（様式第２号）又は省エネ家電等買い換え補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第７条 市長は、規則第１７条に規定する場合のほか、交付決定者が次の各号の

いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) その他市長が不適當と認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象製品について、その設置の日から6年（ただし、テレビについては5年）を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長に対して省エネ家電等買い換え補助金財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し文書による市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 各種アンケート及び調査への回答

(2) 本市及び本市が関与する団体等が実施し、又は実施を予定する環境・エネルギーに関する事業に係る情報の受領

(3) 本市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

(4) その他市長が必要と認める事項

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る第7条から第9条までの規定については、令和8年4月1日以降もなおその効力を有する。

申請日 年 月 日

生駒市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号 - -
携帯番号 - -

生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付申請書兼請求書

生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

対象製品	申請	購入日	メーカー	購入金額（※1）	交付申請額（※2）
エアコン	1台目	☐		円	円
	2台目	☐		円	円
	3台目	☐		円	円
冷蔵庫	☐			円	円
テレビ	1台目	☐		円	円
	2台目	☐		円	円
ガス給湯器	☐			円	円

※1 購入金額：ポイント・クーポン等による割引額を除いた金額です。

※2 交付申請額：購入金額（※1）×20%（上限3万円、千円未満切り捨て）

交付申請額の合計金額
円

振込先 ※振込先口座は申請者本人名義のものに限ります

金融機関名	銀行・金庫・農協 組合・（ ）	種別	普通・当座・（ ）
		口座番号	
支店名	本店・支店・ （ ）	口座 名義人	（フリガナ）

申請者宣誓欄（以下の項目すべてにチェック☒を入れてください）

- ☐ 対象製品の購入にあたって、国及び市の他の助成制度を活用していません。
- ☐ 令和4年度または令和5年度に、同一の世帯の者が対象製品と同一の区分の製品を購入する際に生駒市省エネ家電等買い換え補助金の交付を受けていません。
- ☐ 対象製品の設置場所は申請者の住所であることに間違いなく、買い換えにより購入したものです。
- ☐ この申請内容に虚偽等があった場合、補助金の交付を受けられないことに異議ありません。

添付書類リスト（提出時にチェック☒を入れてください）

- ☐ 対象製品の購入に係る領収書等の写し（レシート可）
※購入者名（申請者と同一）、購入日、購入店舗名と所在地、製品の名称、購入金額が記載されたもの
- ☐ 対象製品に係る保証書の写し ※製品の区分、メーカー、型番が確認できるもの
- ☐ 買い換え前の製品に係る家電リサイクル券（控え）の写し（ガス給湯器の場合は、買い換え前のガス給湯器の写真）
- ☐ 補助金の振込先口座（申請者と同一名義）の通帳等の写し
※振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
- ☐ 本人確認書類の写し
※マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）、運転免許証、健康保険証等、住所・氏名が記載された公的な書類

【注意】 太枠の項目に記入誤りがあると、申請書類を返送し、修正いただくことになります。
ご提出いただく前に、誤りがないかお確かめいただくようお願いします。

年 月 日

様

生駒市長

生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請を受け付けた生駒市省エネ家電等買い換え補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の額 金 _____ 円

2 交付決定通知書番号 _____

3 交付の条件

- ・生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消し、交付済みの補助金の返還を求めることがあります。
- ・補助金の交付を受けた対象製品について、その設置の日から6年（テレビについては5年）を経過するまでの間に、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄、または担保に供するときは、あらかじめ市長に申請を行い文書による承認を得る必要があります。

4 支払予定日 年 月 日

年 月 日

様

生駒市長

生駒市省エネ家電等買い換え補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請を受け付けた生駒市省エネ家電等買い換え補助金については、下記の理由により不交付と決定しましたので、生駒市省エネ家電等買い換え補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由